

平成30年度事業報告書（概要版）

平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

1 消費者問題の調査，研究，被害防止，被害救済及び支援事業

（1）検討委員会の開催

平成30年度は，合計7回の検討委員会が開催され，提供があった事業者による不当な取引行為に対する是正申入れに向けた調査・検討が行われました。

検討委員会では，合計11事業者に対して是正申入れや照会を行い（前年度からの継続案件は4件，新規7件），うち5事業者から約款や利用規約を改善する旨の回答がありました。

上記5事業者の不当な取引行為の内容内訳は，消費者契約法に抵触する違約金を定めるものが1件，事業者の損害賠償責任の免責条項に関するものが4件，消費者の利益を一方的に害する条項に関するものが3件でした。

（2）活動委員会の開催

平成30年度は，委員会を1回開催するとともに，委員間のメールで検討を重ね，消費者被害110番，消費者セミナー及び消費生活相談員向け学習会を企画・実施しました。

2 消費者問題に関する情報収集及び情報提供事業

（1）消費者被害110番の実施

平成30年10月24日（水）午前10時から午後7時にかけて，消費者被害110番が実施され，2件の相談が寄せられました。

3 消費者教育等の啓発活動事業

（1）消費者セミナーの実施

平成31年2月9日（土），長野市生涯学習センター（トイゴ）にて，消費者セミナー「健康食品で健康になれるの？～知っておきたい健康食品の被害と法規制，食品表示と食の安全について～」が開催されました。

（2）消費生活相談員向け学習会の実施

平成30年度は，長野市，松本市の2会場で，合計10回の消費生活相談員向け学習会・意見交換会が実施されました。

（3）市町村消費者行政担当者基礎研修

長野県から委託を受け，消費者関連法に関する市町村消費者行政担当者向け研修に講師を派遣しました。

（4）長野県消費者大学

2018年5月に公告された長野県の事業「長野県消費者大学」の受託を目指して活動しましたが，採用には至りませんでした。

4 不当約款・不当勧誘行為・不当表示及び不当な事業活動の差止請求その他の是正活動事業

(1) 事業者に対する是正申入れ等

前記1(1)記載のとおりです。

5 消費者政策に関する研究及び提言事業

平成30年度は実施していません。

6 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

(1) 適格消費者団体連絡協議会への参加

平成30年9月8日(土)から9日(日)にかけて東京で開催された第25回適格消費者団体連絡協議会,平成31年3月2日(土)から3日(日)にかけて広島県広島市で開催された第26回適格消費者団体連絡協議会に,それぞれ参加しました。

適格消費者団体連絡協議会は,年2回開催され,全国から特定適格消費者団体,適格消費者団体,適格消費者団体を目指す団体,消費者庁等の関係者が集まり,差止請求事例報告等の各団体の活動状況や,消費者被害及び消費者行政の近況,適格消費者団体の発展のための施策等について協議が行われます。

7 その他この法人の目的を達成するための事業

(1) 広報活動

当団体の認知を広めると共に,消費者被害の情報収集及び情報発信を目的として,ホームページ(平成29年度開設)の小改修,パンフレット(平成29年度作成)の増刷,ロゴマークの作成等を行いました。

以 上